

草津市認知症施策アクション・プラン第3期計画策定に向けて



草津市認知症施策アクション・プラン

プラン策定の背景

～国の動向～

わが国の認知症高齢者の数は、令和7（2025年）年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれている。この状況を踏まえ、平成27（2015）年に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定した。さらに、令和元（2019）年に認知症施策推進大綱を取りまとめ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを示した。



これを受けて本市では...

～本市の動向～

草津あんしんいきいきプラン（草津市高齢者福祉計画・草津市介護保険事業計画）の基本目標の1つである「認知症対策の推進」に掲げる認知症施策を着実に進めるため「草津市認知症施策アクション・プラン（第1期計画：平成26年度～29年度）」を策定した。国の新オレンジプランを踏まえつつ、第2期計画（平成30年度～令和2年度）を策定し、草津市認知症があっても安心なまちづくり条例制定の検討を進めている。今後、認知症施策推進大綱および認知症基本法案等を踏まえつつ、第3期計画の策定を行う予定。

認知症施策に関する国の動向

認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する。

1. 普及啓発・本人発信支援

→認知症に関する理解促進／相談先の周知／認知症の人本人からの発信支援

2. 予防

→認知症予防に資する可能性のある活動の推進／予防に関するエビデンス（根拠）の収集の推進／民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

→早期発見・早期対応、医療体制の整備／医療従事者等の認知症対応力向上の促進、介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進／医療・介護の手法の普及・開発／認知症の人の介護者の負担軽減の推進

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

→「認知症バリアフリー」の推進／若年性認知症の人への支援／社会参加支援

5. 研究開発・産業促進・国際展開

→認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究／研究基盤の構築／産業促進・国際展開

認知症基本法案

(国会閉会中審査)

認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

【基本理念】

認知症施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ◆常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮して行われること
- ◆認知症に関する国民の理解が深められ、認知症の人及びその家族がその居住する地域にかかわらず日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるとともに、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること
- ◆認知症の人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その意向を十分に尊重し、その尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されること
- ◆認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者に対する必要な支援が行われること
- ◆認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、認知症及び軽度認知障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項に関する研究開発等の成果を普及し、活用し、及び発展させること
- ◆教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉等の関連分野における総合的な取組として行われること

認知症基本法案

(国会閉会中審査)

【基本的施策】

- ◆ 認知症に関する教育の推進等
- ◆ 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進等
- ◆ 認知症の人の社会参加の機会の確保
- ◆ 認知症の予防等
- ◆ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ◆ 相談体制の整備等
- ◆ 研究開発の推進等
- ◆ 認知症施策の策定に必要な調査の実施
- ◆ 多様な主体の連携等
- ◆ 国際協力

本市の特徴の把握

草津市認知症施策アクション・プラン第3期計画を策定するにあたり、国の動向を踏まえつつ、本市としての特徴を把握し、反映する必要があります。そこで、以下の手法により特徴の把握を行うものとします。

【手法】

1. 令和元年度に実施した「認知症の高齢者に関するアンケート調査」の分析（一般市民、認知症の人の家族、認知症の本人）
 - ▣ アンケート調査結果を振り返り、特徴を把握する。
（令和元年度第2回会議（10月8日（火）開催）の内容も参考にしてください。）
2. 草津市認知症施策アクション・プラン第2期の実績評価（資料4参照）
 - ▣ 認知症施策の取組評価を行い、実効性をさらに高めつつ、重点的に取り組むべき施策を決定する。

「認知症の高齢者に関する
アンケート調査」
から見る本市の特徴

1. 認知症の人の思いを大切にすることが必要

Q.あなたが幸福感を感じる時はどんなときですか。御自由にお答えください。

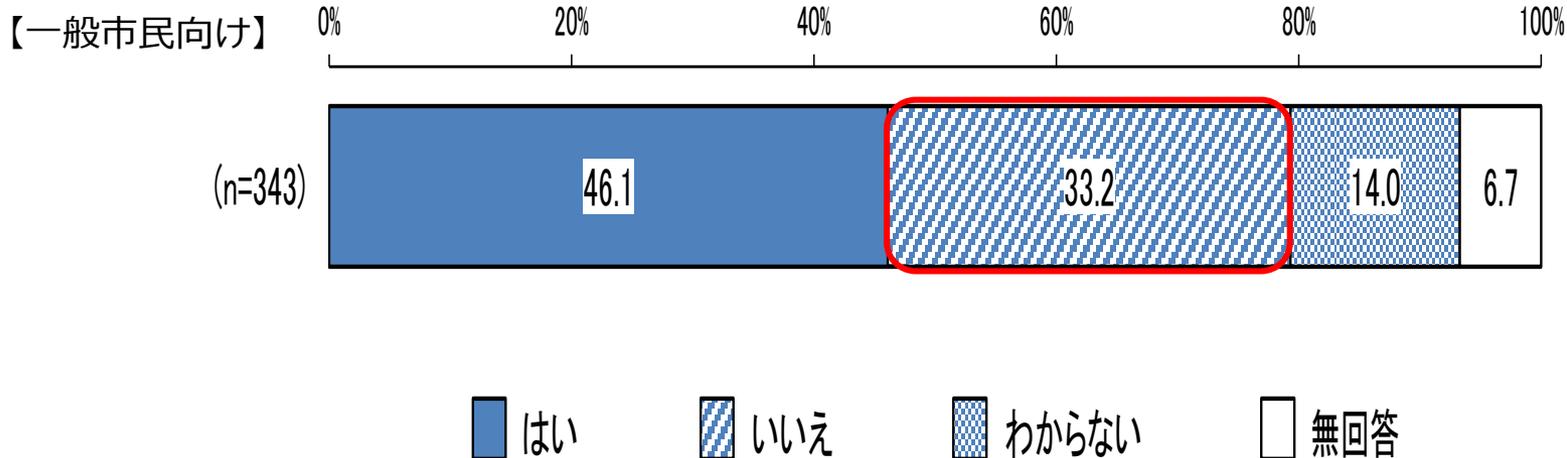
【認知症の人本人向け】

内容	件数
家族と一緒にいるとき	32件
元気でいられるとき	13件
自分のことが自分でできるとき	12件
好きなものを食べるとき	10件
自分の好きなことをしているとき	9件
人と話すとき	9件
家族が世話をしてくれるとき	8件
テレビを観ているとき	7件
介護施設に行っているとき	3件
本を読んでいるとき	2件
人の優しい気持ちを感じる時	2件
風呂に入っているとき	2件
自分が他人の力になれたとき	1件
ゲームをしているとき	1件
家族のことを思うとき	1件
出かけるとき	1件
墓参りしたとき	1件
友人とカラオケをするとき	1件
寝ているとき	1件
合計	116件

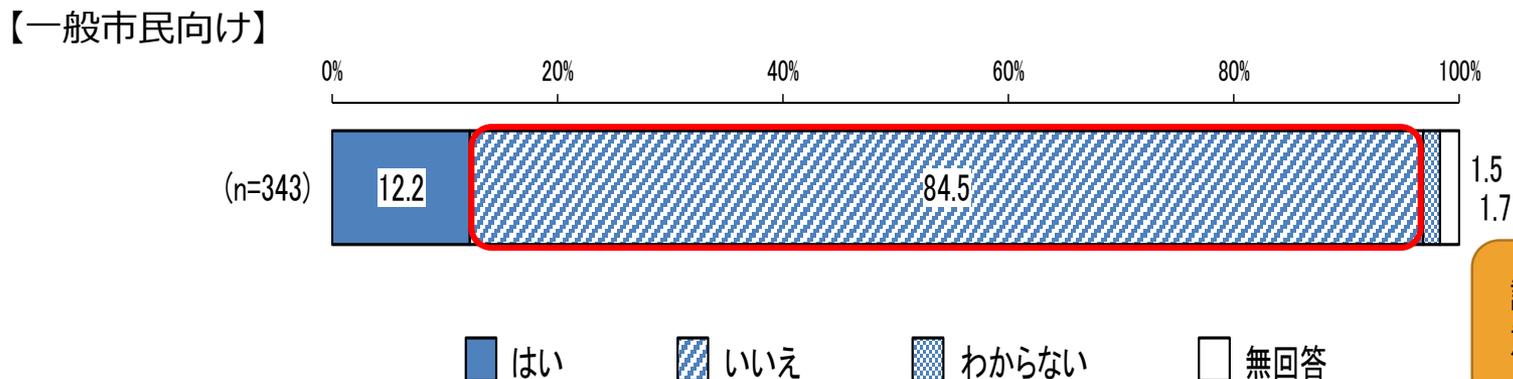
認知症の人は様々な思いを持っておられるので、その人の意思を尊重することが大切です！

2. 認知症を「我が事」として捉えることが必要

Q.あなたは、自分自身が認知症になった場合のことを考えたことがありますか。



Q.これまでに認知症に関する講演会や催しに参加したことはありますか。

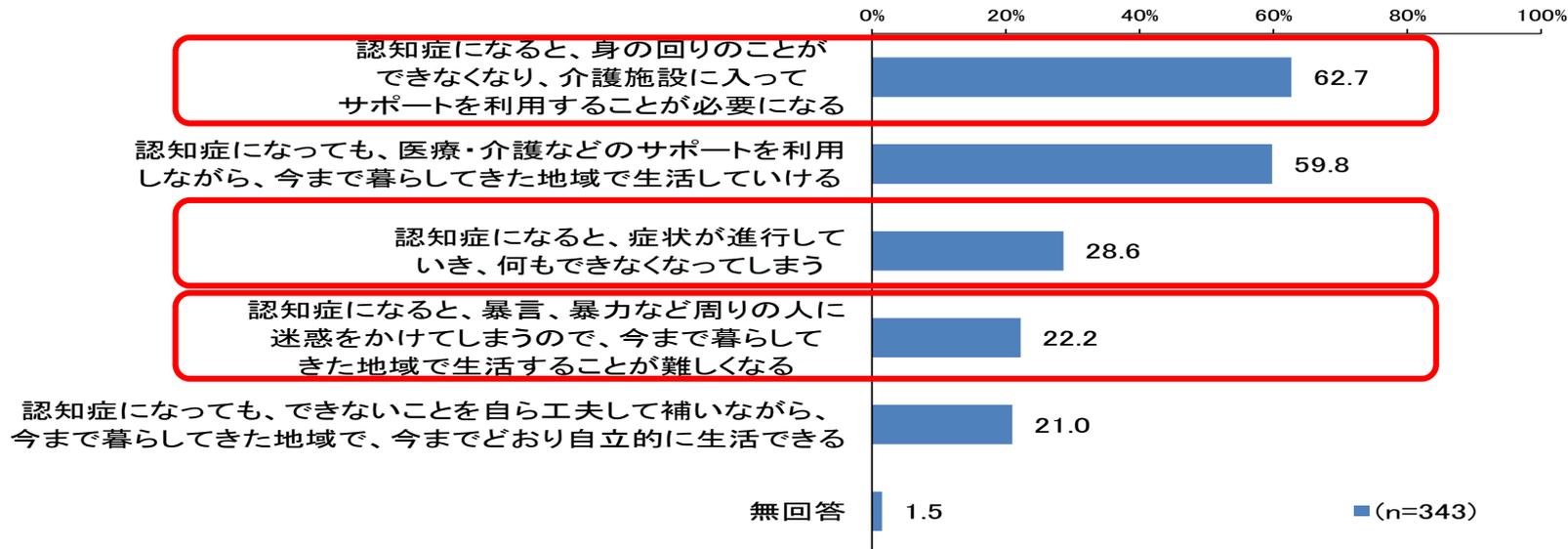


認知症への当事者意識が必要です！

3. 認知症の正しい理解と啓発および人材育成が必要

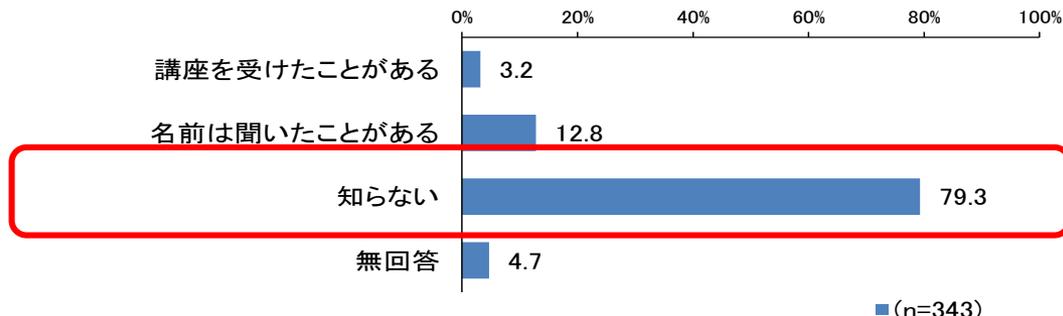
Q.あなたの認知症に対するイメージは、次のうちどれですか。

【一般市民向け】



Q.草津市では「認知症サポーター養成講座」を開催していますが、知っていますか。

【一般市民向け】

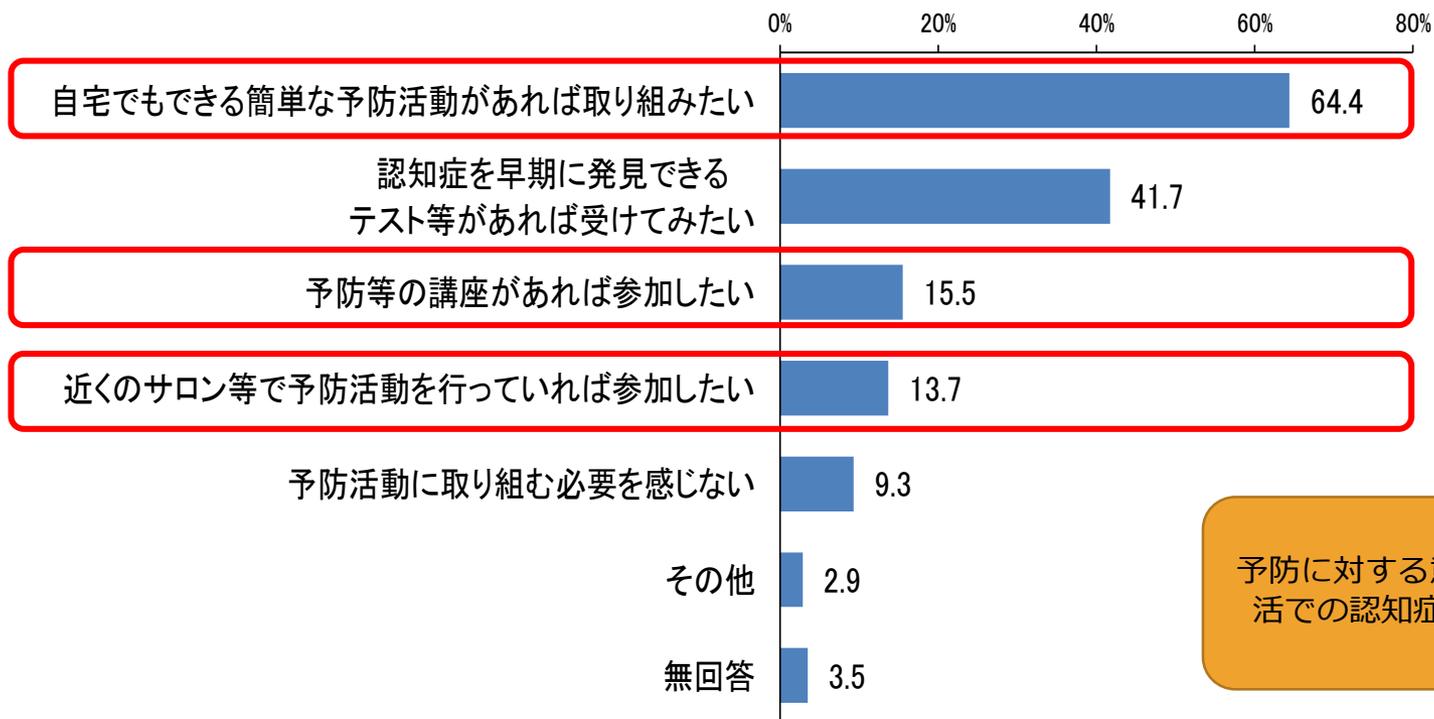


認知症のことや、自分にできることを正しく知ることが大切です！

4. 日常生活での予防の取組が必要

Q.認知症の予防についてどのように考えますか。

【一般市民向け】



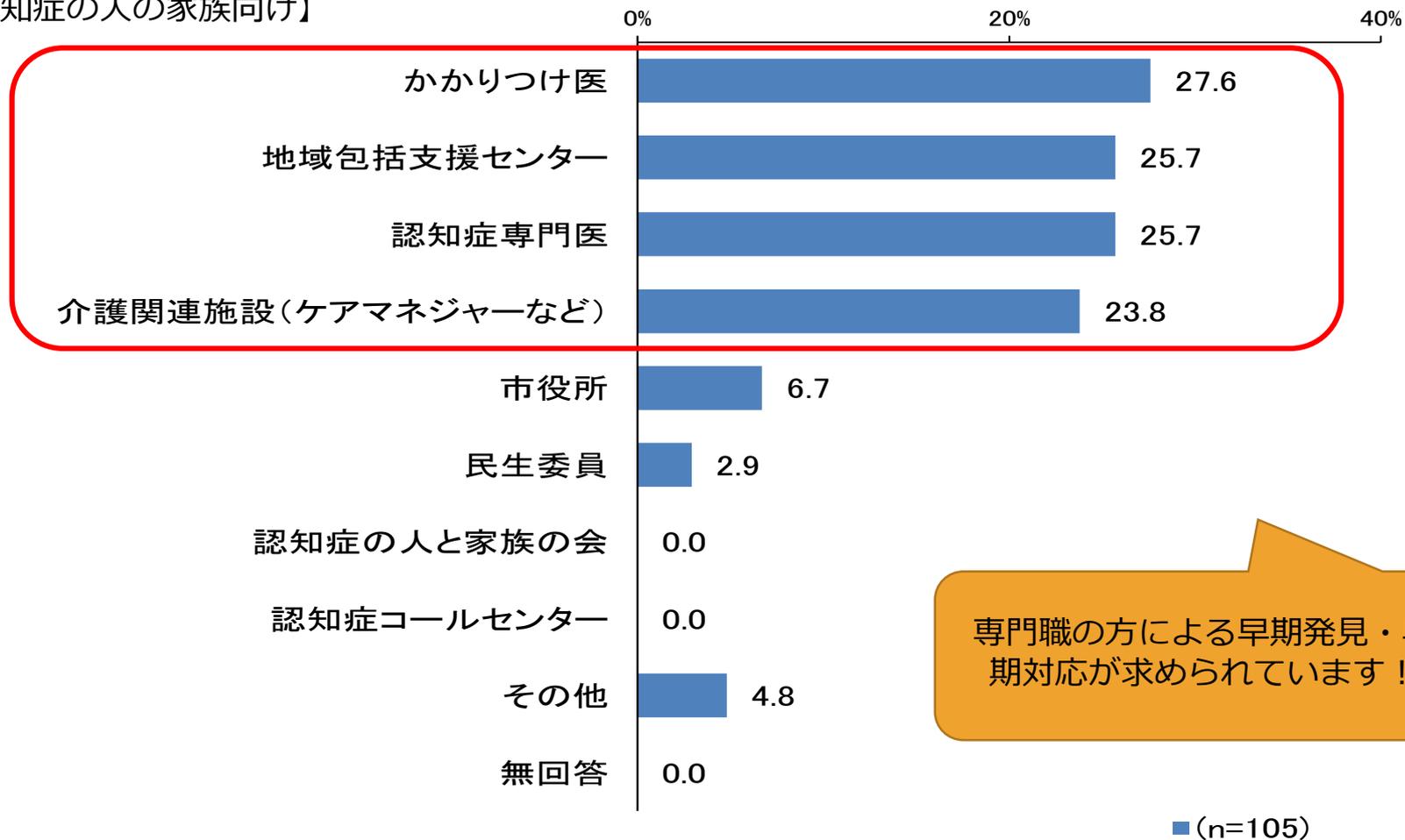
■(n=343)

予防に対する意識が高く、日常生活での認知症予防が大切です！

5. 専門職による早期発見・早期対応が必要

Q. 家族・知人以外で最初に、認知症の相談をしたところはどこですか

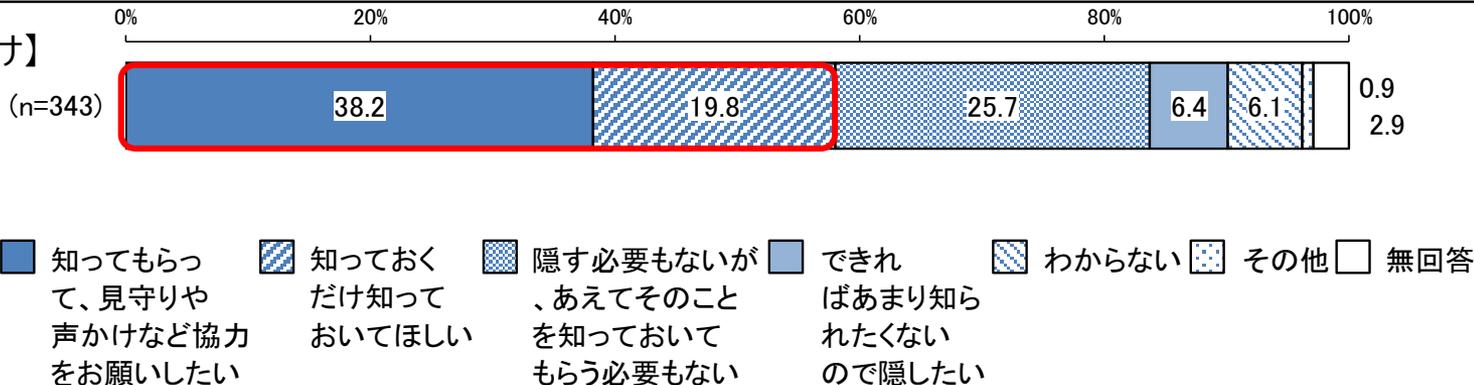
【認知症の人の家族向け】



6. 認知症の人を地域で見守る体制づくりが必要

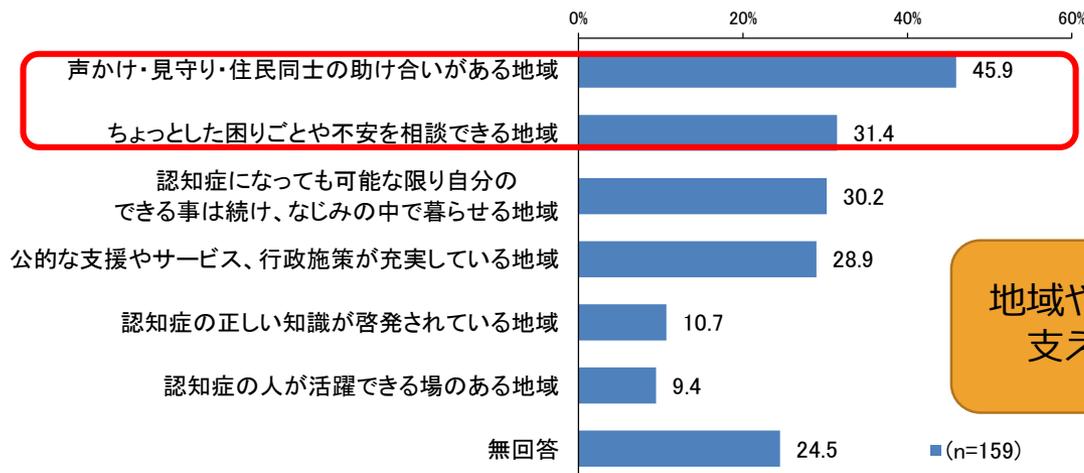
Q.もし、あなたが認知症になったら、そのことを近所の人に知ってもらおうと思いますか。

【一般市民向け】



Q.認知症の人にとって安心して暮らしやすい地域とは、どんな地域だと思いますか。

【認知症の人本人向け】



地域や周囲の人の見守り・支え合いが必要です！

7. 専門的な知識がなくてもできるちょっとしたサポートが必要

Q.認知症の方を介護している者として、身近に地域であつたらいいなと思うものはありますか。

【認知症の人の家族向け】

<認知症の人に対してあってほしい地域支援>



<介護している人に対してあってほしい地域支援>



誰にでもできる「ちょっとしたサポート」があります！

(まとめ)アンケート調査(令和元年度実施)から見る本市の特徴

認知症の人の思いを大切にすることが必要

認知症を「我が事」として捉えることが必要

認知症の正しい理解と啓発および人材育成が必要

日常生活での予防の取組が必要

専門職による早期発見・早期対応が必要

認知症の人を地域で見守る体制づくりが必要

専門的な知識がなくてもできるちょっとしたサポートが必要

これらを受けて条例に認知症施策の基本となる事項を規定しました

草津市認知症施策アクションプラン 第3期計画の理念（事務局案）

本プランの理念は、本プランの上位計画である「草津あんしんいきいきプラン」の基本理念とします。

草津あんしんいきいきプラン第8期計画（計画期間：令和3年度から5年度）は今年度策定予定であり、今後、整合を取りながら進めていきます。

【参考】

◆草津あんしんいきいきプラン第7期計画の理念

「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」

草津市認知症施策アクションプラン 第3期計画の目的（事務局案）

認知症の人およびその家族が
安心して生活できるまちの実現



「認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちの実現」

に向けて草津市認知症があっても安心なまちづくり条例において、
下記のとおり「認知症施策の基本となる事項」を規定します。

啓発の推進および人材育成

認知症の予防等

地域づくりおよび社会参加の推進

認知症の人およびその家族への支援

※詳細は、資料3、資料3-1を参照ください。



草津市認知症施策アクションプラン 第3期計画の基本目標（事務局案）

認知症の人およびその家族が安心して生活できる

まちの実現



1. 認知症
の正しい知
識と理解を
深めるため
の普及・啓
発の推進

2. 認知症
の人を含む
誰もが安心
して暮らせ
る地域づく
りの推進

3. 認知
症の予防
等の取組

4. 認知症の
容態に応じた
適時・適切な
医療・介護等
の支援体制づ
くりの推進

5. 認知症
の人および
その家族へ
の支援

認知症の人およびその家族の視点の尊重

事務局案として、「**認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちの実現**」のために、「**認知症の人およびその家族の視点の尊重**」を全ての施策を実施する上での基本として、**5つの基本目標**を定め、それぞれの具体的な施策を検討していきたいと考えています。

※第2期計画は6つの基本目標を設定していましたが、市の条例や国の大綱等の枠組みを鑑みて、事務局案では基本目標を5つとしています。

第2期基本目標

- 1 認知症の人への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 2 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- 3 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 4 若年性認知症施策の強化
- 5 認知症の人の介護者への支援
- 6 権利擁護の推進

第3期基本目標

- 1 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進
- 2 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進
- 3 認知症の予防等の取組
- 4 **NEW** 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進
- 5 認知症の人およびその家族への支援

※第2期計画の【4】は第3期計画の【2】に集約し、第2期計画の【5・6】は第3期計画の【5】に集約しました。

◆委員の皆さまへのごお願い◆

これまでの資料をご覧いただき、委員の皆さまから、第3期計画の以下の点について御意見をお聞かせください。

1. 目的について
2. 基本目標について
3. 具体的な施策について

今後、皆さまからの御意見を参考にしながら第3期計画の素案を検討していきたいと考えています。

